

# 広報まえばし作成業務委託に係るプロポーザル実施要領

## 1 趣 旨

市民にとって読みやすく親しみやすい広報紙を作成するため、プロポーザル方式により、適切な業務遂行能力を有した委託事業者を選定することを目的とします。また、このプロポーザルにより選考された事業者は、議会だより等の選定業者にもなるものとします（契約は別途）。

## 2 業務内容

広報まえばし発行に係る、企画・デザイン・編集・印刷・配送等  
詳細は別紙、令和7年度広報まえばし作成業務委託仕様書（以下「仕様書」）を参照してください。

## 3 年間委託料

52,350千円（消費税及び地方消費税を含む）を契約上限額とします。

## 4 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

（令和7年5月号から令和8年4月号）月1回発行、全12回（ただし、前橋市広報紙発行規則及び前橋市広報紙の発行手続に関する規程に基づく号外発行、同規則並びに同規程の改廃等により発行回数に変更された場合はその変更に従う）

## 5 応募資格

次に掲げる条件をすべて満たし、業務を安定的・円滑に実施できることとします。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定による本市の入札参加制限を受けていない者であること。
- （3）本市の令和6・7年度の物品・役務等業務競争入札参加資格審査申請を行い、資格の認定を受けており、かつ、大分類に「印刷・製本」、小分類に「オフセット印刷」が含まれていること。
- （4）自治体が発行する広報紙（月1回以上発行・4色刷り）の作成業務委

託を12か月以上連続して受託した実績があること。

- (5) 前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）に規定する暴力団員等（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号の規定に該当する者を除く。）でないこと。
- (6) 企画提案募集に係る公告の日から受託者候補の特定の日までの期間に、前橋市物品の製造等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止期間中の者ではないこと。
- (7) 前橋市内に本社若しくは本店又は本市との契約に当たり委任先として登録している支社若しくは支店（営業所を含む。）を置くものであること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法第199条第1項の規定による更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の規定による再生計画の認可がされている者を除く。）でないこと。

## 6 スケジュール

(1) 告示日：令和6年12月17日（火）

(2) 説明会：令和7年1月24日（金）午前9時30分

市役所6階WEB会議室

応募を予定している事業者は事前に申し込みの上、参加してください。

申し込み：別紙「説明会参加申込書」を令和7年1月10日（金）までに、メールまたはファクスで。

(3) 質問受付期間：令和7年1月30日（木）午後5時まで。

メールまたはファクスで（電話不可）。

様式は任意、回答は全社へメールでお知らせします。

メールアドレス：[shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp](mailto:shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp)

ファクス番号：027-224-1288

※質問を送付した場合、秘書広報課まで電話連絡をお願いします。

(4) 参加意思表示 令和7年2月4日（火）午後5時まで。

以下の書類を秘書広報課へ提出してください。

①応募申請書

別紙「応募申請書」

②提案広報紙（10部）

別紙「提案広報紙作成仕様書」により作成してください。

③企画提案書（１０部）

A４サイズで作成してください。

・広報まえばしの編集方針

自治体の広報紙はどうあるべきか、どのような広報紙を作成すれば効果的な広報を行うことができるかなどを記載してください。

・提出した提案広報紙の編集意図

作成にあたっての基本コンセプト及び工夫した点などについて記載してください。

④業務実施体制申告書（１０部）

別紙「実施体制申告書」

⑤見積書

別紙「見積書」

本委託契約は、各号の発行部数変動等に対応するため単価契約とします。

【デザイン単価】

別紙仕様書の１０業務内容の①に要する経費。１ページの単価を記載してください。

【印刷単価】

別紙仕様書の１０業務内容の①以外に要する経費。１ページの単価を記載してください。記載に当たっては、カタログポケットを含まない単価を併記すること。

なお、印刷単価算出に際し、カタログポケットを要しない単価で議会だより（年４回発行各号１２ページ）及び介護予防の輪（年１回発行８ページ）も発行予定であることを考慮してください。

（参考）広報まえばし年間委託料計算式

$$（１４０ページ \times \text{デザイン単価} \times \text{消費税}） + （５７，６９６，０００ページ \times \text{印刷単価（カタログポケットへの出力及びデータアップロードを含む）} \times \text{消費税}）$$

⑥誓約書

別紙「誓約書」

⑦法人定款、会社の概要がわかるパンフレット等

⑧関連業務の実績及び契約書の写し

（５）プレゼンテーション

①日時：令和 7 年 2 月 2 0 日（木）午前 9 時 3 0 分から順次（時間は別途連絡）

②場所：市役所 6 階東会議室

- ・説明者は 1 社 3 名以内とします。
- ・1 社につき 1 0 分間で企画書、提案広報紙（見本）を説明してください。引き続き質疑応答となります。

## 7 事業者選定方法

前橋市で設定した評価基準に基づいて、提出された書類を客観的に公平かつ厳正に評価を行い、評価点の最も高い者から契約交渉順位を示します。

なお、結果は全ての応募者に文書により通知します。

## 8 契約

- （1）企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び金額は前橋市との交渉により、決定します。
- （2）優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次順位者と交渉する場合があります。
- （3）業務により作成された成果品に関するすべての権利は前橋市に帰属します。

## 9 その他

- （1）この事業者選定に参加する費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- （2）書類提出後の企画提案書等の修正及び変更は一切認めません。
- （3）提出された企画提案書等については、返却しません。
- （4）企画提案書等の著作権は提案者に帰属しますが、情報公開請求があった場合は、「前橋市情報公開条例」に基づき、提出書類を公開する場合があります。
- （5）市が提供する資料は、この事業者選考に参加する目的以外の使用を禁じます。また、資料については返却願います。
- （6）応募者及びその関係者が、審査に関して選考委員会の委員と接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は失格となる場合があります。
- （7）令和 7 年度予算について、市議会で可決されなかった場合、もしくは

は選考委員会でいずれの社も委託に相当しないと判断された場合は、このプロポーザルに参加した事業者の中から業務委託を実施しない場合もあります。

●企画提案書等の提出・問い合わせ先

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12-1

前橋市役所総務部秘書広報課広報係

担当：加藤・小瀬

電話：027-898-6642（直通）

FAX：027-224-1288

e-mail：shiseihasshin@city.maebashi.gunma.jp